

# 権限規定はどんなってる？ 署名権限・代理権 管理体制 構築シート

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 権限規定はどうなってる？署名権限・代理権 管理体制構築シート

## 契約書の署名は本人以外も有効？代理と代筆の違い

契約書への署名や押印は、原則として代表取締役などの「代表権を持つ者」が行います。しかし、実務上は部長や支店長などが対応するケースも多々あります。これらは法的に有効ですが、「代理」と「代行（代筆）」の違いを理解していないと、無効やトラブルの原因となります。

### ・代理（署名代理）

本人が第三者に代理権を与え、その代理人が契約を行うこと。法的効果は本人（会社）に帰属します。

### ・代行（代筆・使者）

本人が怪我などで物理的に書けない場合に、本人の指示を受けて単に「手足」として他人が代筆すること。本人が書いたものと同視されますが、意思確認の証明が難しいため、通常は避けられます。

# 権限規定はどうなってる？署名権限・代理権 管理体制構築シート

## 正しい代理署名の書き方（顕名）

代理人が署名する場合、単に代理人の名前を書くだけでは不十分です。「誰の代理で契約するのか」を示す「顕名（けんめい）」が必須です。顕名がないと、代理人個人が契約したとみなされるリスクがあります。

### 【代理署名の記載例】

〇〇株式会社

代表取締役 甲山 太郎

代理人 営業部長 乙山 次郎 ⑩

※乙山氏の個人印または役職印（認印可）を押印します。

# 権限規定はどうなってる？署名権限・代理権 管理体制構築シート

## 違法リスクと無権代理

権限がない従業員が勝手に社長の名前で契約書を作成すると、以下の法的リスクを負います。

### 1. 無権代理（民法第113条）

代理権がない者が行った契約は、原則として無効です。会社が追認しない限り、効果は発生しません。

### 2. 私文書偽造罪（刑法第159条）

権限なく他人の署名をしたり印鑑を押したりする行為は、犯罪（3月以上5年以下の拘禁刑）となります。

### 3. 表見代理（民法第109条等）

相手方が「権限がある」と信じる正当な理由がある場合（白紙委任状を渡していた等）、会社は責任を負わなければならない場合があります。

# 権限規定はどうなってる？署名権限・代理権 管理体制構築シート

## 電子契約における権限管理と体制構築

電子契約では「アカウントの付与＝印鑑の貸与」と同じ意味を持ちます。物理的なハンコがない分、システム上の権限設定が重要です。

### 【管理体制構築のチェックポイント】

項目	チェック内容
職務権限規程	契約金額や種類に応じ、誰が決裁・署名できるか規程で定めているか。
システム設定	電子契約システム上で、署名権限者以外が署名できないよう制限（ワークフロー設定）しているか。
ログ管理	誰がいつ署名したか、操作ログを定期的に監査できる体制か。

電子契約では、メールアドレス認証や2要素認証を用いることで、本人性や権限の証明を補強します。「誰にアカウントを発行するか」を厳格に管理しましょう。